

# 吾妻地域における LINE を活用した周遊観光促進事業 業務委託に係る仕様書

## 1. 業務名

吾妻地域における LINE を活用した周遊観光促進事業業務

## 2. 委託業務の目的・内容

群馬県吾妻郡 6 町村（中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村及び東吾妻町）の観光地等をつなぎあわせスタンプラリーを実施することで、観光客の郡内周遊や長期滞在を促進すると共に、今後の吾妻地域における事業に活用するための観光客の属性・動向・ニーズ等の情報を収集することを目的とする。

目標：参加者 1,500 名

## 3. イベント開催期間

令和 6 年 8 月 3 日（土）から令和 6 年 11 月 3 日（日）まで

## 4. 業務委託期間

契約締結の日から令和 7 年 1 月 31 日（金）までとする。

## 5. 委託業務の概要

- (1) LINE を活用したスタンプラリーシステムの構築
- (2) イベント公式 LINE アカウント及びスタンプラリーシステムの管理・運営
- (3) 物品の調達・制作
- (4) スタンプラリーに関する広報・情報発信・効果測定
- (5) 独自の企画提案について
- (6) 実績報告書の作成・提出

※スタンプの個数に応じて応募できる抽選賞品の調達及び発送業務については委託業務に含めない

## 6. 業務内容

### (1) LINE を活用したスタンプラリーシステムの構築

- ア スマートフォン等のモバイル端末（以下「スマートフォン等」という。）でスタンプラリーに参加できるシステムとすること。なお、スタンプ獲得に使用するスマートフォン等は参加者個人が所有するものとする。
- イ スマートフォン等の GPS 機能によりスタンプを獲得できるシステムとすること。
- ウ イベント公式 LINE（アカウント名：〇〇、ID：〇〇）を活用したシステムとすること。
- エ イベント公式 LINE の友だち登録した者がスタンプラリーに参加できるシステムとすること。
- オ スタンプスポットは 80 か所以上登録できること。
- カ スタンプの獲得数等に応じて、賞品に応募できるシステムとすること。
- キ 同一の個人が不正に参加することのないよう、当選者を決める際などに適正な措置を講ずること。
- ク システム整備後、運用開始前にシステムの概要や管理運営方法、操作手順等について発注者に説明を行うこと。
- ケ システムを安定的に運用できるよう、適切に保守管理を行うこと。
- コ 多くの方が参加できるよう、スタンプラリーの仕組みを簡素化すること。

### (2) イベント公式 LINE アカウント及びスタンプラリーシステムの管理・運営

- ア 本スタンプラリーに関する問合せ対応やシステムの運営等に関する一切の管理運営業務を行うこと。
- イ 設置場所に本スタンプラリーの趣旨及び実施方法等を説明できる簡易なマニュアルを用意すること。

### (3) 物品の調達・制作

- デザインはキービジュアルを元にした統一デザインにし、事前に委託者の確認を得ること。
- ア キービジュアルの制作
  - 企画テーマにあった郡内町村の観光資源を想起させるものとする。
- イ ポスターやパンフレット等広報媒体の制作

- ポスター：200枚 A2版 片面カラー コート 135 kg
- パンフレット：6,000部 オールカラー コート 90 kg
- パンフレットについては、参加者が利用しやすい規格とすること。

ウ のぼり等スタンプスポットに設置する訪問した方への広報物品の制作

- スタンプスポットにおいて、観光客のスタンプラリー参加を促すような物品とし、目に止まりやすいデザインにすること。
- 屋外に設置可能なものとする。また、強風、大雨等天候への対策を行うこと。

#### (4) スタンプラリーに関する広報・情報発信・効果測定

ア SNS等による広告配信

- 広告に掲出する画像を制作すること。デザインはキービジュアルを元にした統一デザインにし、事前に委託者の確認を得ること。
- 事業において効果的とされる SNS の媒体を使用し、事業 PR を 1 ヶ月以上行うこと。
- 広告により、イベント公式 LINE の新規登録者数の目標を 500 名とする。また、その達成に向けて、各広告のインプレッション数、エンゲージメント数、エンゲージメント率、クリックスルーレート等について目標 KPI を設定すること。
- 目標 KPI で示した各数値を達成した場合も予算の限り事業効果の最大化をめざして事業を継続すること。
- SNS 等広告配信について、属性別に広告の表示回数、広告からのイベント公式 LINE への遷移状況、エンゲージメント率、クリックスルーレート等、デジタル広告の効果を図る上で重要な指標について、委託者の求めに応じて報告すること。

イ スランプラリー紹介ページの作成

- 掲載内容：本事業の概要、実施方法、参加施設に関する情報
- PC、タブレット、スマートフォン等の各種端末に対応すること。
- スランプラリー紹介ページは、閲覧者が必要な情報を簡単に入手できるよう、常に見やすく、分かりやすいレイアウトとし、デザインや掲載情報などの修正に随時対応すること。
- スランプラリー紹介ページの作成場所については、委託者及び受託者協議の上決定すること。

(5) 独自の企画提案について

本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は、企画提案書に記載すること。なお、本仕様書に記載する目的と同等以上の成果がある場合は、委託者と協議の上、仕様書の一部を変更可能とする。

(6) 実績報告書の作成・提出

イベント終了後委託契約期間満了までに事業成果（以下の内容含む）を報告書にまとめ、電子媒体で提出すること。

ア 実施概要（実施期間、企画内容）

イ 実施結果

- 参加者ごとのスタンプ獲得場所及び日時（Excel ファイルで一覧を提出）
- 参加者数及び応募者数
- 参加者属性（年齢・性別・居住市町村・移動手段・同伴者等）
- 各施設の日別スタンプ獲得数
- 各施設の属性別のスタンプ獲得数
- 参加者の移動傾向についての分析
- 応募者アンケートのとりまとめ

ウ その他委託者の指示する内容

(7) その他

ア 適切な業務の実施のため、委託者と受託者で情報共有及び定期的な打合せを行うこと。

イ 委託者の求めに応じ、適宜必要な会議等に出席し説明を行うこと。

ウ 成果品に重大な誤りがあった場合は、速やかに委託者に報告するとともに、受託者において回収、修正、再印刷等の必要な処置を講じること

エ 掲載内容やスケジュール等の修正・変更には柔軟に対応すること。

7. 著作権について

委託事業の実施に伴う著作権は、原則、委託者側に帰属するものとする。

他者の著作権その他の権利が及ぶものを印刷物等に使用する際には、当該権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

8. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 受託者は、本業務（業務の一部を再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成一二年六月十四日条例第八十五号）等の関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の紛失、毀損等の事故を防止すること。
- (3) 受託者は本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、委託者が指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。参加者情報は、守秘義務の対象として、取扱いに注意し、委託業務外の目的では、一切使用しないこと。

9. 再委託について

業務を実施するに当たり、業務全体を他の団体へ再委託することはできない。他団体と連携して業務を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、委託者と協議するものとする。

10. その他

本仕様書に記載のない事項については、双方協議の上定める。